

麗澤大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

平成10年4月1日制定
令和3年4月1日 最近改正

1 (目的)

第1条 この規程は、麗澤大学大学院のティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)について定めることを目的とする。

(資格)

第2条 TAは、本学大学院博士前期課程又は修士課程2年次生及び博士後期課程に在学する学生で、学業成績優秀で研究指導教員が推薦する者のうちから採用する。

2 TAは、本学リサーチ・アシスタントとの重複採用は出来ないものとする。

(職務)

第3条 TAは、当該研究科長及び学生の研究指導担当教員の指示に従い、指導教員が担当する学部及び大学院前期(修士)課程の学生に対する講義、演習、試験等の教育・研究活動の補助業務にあたる。

(定数)

第4条 TAは、毎年、各研究科あたり5人以内とする。

(勤務時間)

第5条 TAの年間勤務時間は、1人400時間を上限とし、各研究科ごとの総時間数は、1,200時間以内とする。

(採用手続)

第6条 TAの採用は、研究科委員会及び大学執行部会議の議を経て決定する。

(契約)

第7条 TAの採用に際しては、勤務条件等に関し文書により契約する。

(契約期間)

第8条 TAの契約期間は、年度単位の1年以内とする。

2 契約更新は、原則として3回までとする。

(退職)

第9条 TAが次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出て本学が承認したとき。
 - (2) 契約期間が満了し、新たな雇用契約が締結されなかったとき。
 - (3) 学生の身分を失ったとき。
- 2 前項第 1 号により退職しようとする者は、14 日前までに任意の書式による退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第 10 条 TA が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。

- (1) 心身の障害により、勤務に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 勤務状態が極めて悪いとき。
 - (3) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のあるとき。
- 2 前項各号の定めにより解雇するときは、少なくとも 30 日前に予告する。

(給料)

第 11 条 TA の給料は、時間給とし、賞与は支給しない。

- 2 時間給単価は、原則として都道府県の定める最低賃金とする。
- 3 TA の従事する職種、委嘱内容、経験等を勘案の上、原則として最低賃金の 3 倍を上限として、各人別に定めることがある。
- 4 その他、特別な事情がある場合には個別対応とする。

(通勤手当)

第 12 条 通勤手当は、支給しない。

(定めのない事項)

第 13 条 この規程に定めのない勤務に関する事項については、学校法人廣池学園アルバイト勤務規則及び労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他関係法令の定めるところによる。

(事務の所管)

第 14 条 この規程に関する事務は、総務部人事課及び大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、学校法人廣池学園人事委員会の議を経て、担当常務理事がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。